

園医・嘱託医のお仕事

園医・嘱託医（以下嘱託医）が保育施設における子どもの健康を守るための役割は保育保健の大切な地位を占めています。現在はかつてないほど嘱託医やかかりつけ医の医師同士並びに嘱託医と保育施設との密接な連携が必要となっています。

○なぜ嘱託医が保育施設に必要とされているのかの法的根拠について

保育施設は、入園した児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成されることが保証されるように、厚生労働省により保育施設の設置と運営の基準を規定する児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」）が定められています。その中で、嘱託医の配置と健康診断の必要性が記載されています。

○嘱託医の職務について

保育保健指針には下記のものがあります。

健康診断 入園前並びに入園後の定期健診（年2回）で、疾病の有無、発育・発達の評価をします。

感染症対策などの保育施設における健康の管理、指導

発病時の緊急対策

年間保健計画への参加

地域保健・医療・福祉との連携

その他、虐待の防止・発見、心の問題、日常の健康管理、健康相談（育児、栄養、発達）、予防接種の重要性についての啓発と実施に向けて指導

などが挙げられています。

保育施設における子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持や健やかな生活のための基本です。一人一人の子どもの健康保持だけでなく保育所全体における健康や安全の確保に努めることが必要で、そのための嘱託医の役割は重要です。

○嘱託医とかかりつけ医との連携について

保育施設は、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が認められた場合には、保護者に連絡するとともに嘱託医と相談するなど適切な対応を図らねばなりません。またあらかじめアレルギー児の食材など、かかりつけ医などの指示や協力の下に適切な対応することも必要です。嘱託医とかかりつけ医が違う場合は、病児を正確に把握しておくために嘱託医はあらかじめかかりつけ医と積極的に連携を取っておくことが大切です。

また子どもの投薬情報も大切です。かかりつけ医の指示により保育時間内にどうしても与薬が必要な時は、混乱を避けるため、あらかじめかかりつけ医からの与薬依頼票をもらっておく必要があります。園医・嘱託医とかかりつけ医があらかじめ連絡を取っていれば、園内で混乱を来たすことはありません。